

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 交 企 発 第 1 7 7 号
令 和 5 年 9 月 6 日

各 所 属 長 殿

有 効	10年(令和16年3月31日まで)
企画第一係	

交 通 部 長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の
運営について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第62号。以下「改正府令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和5年国家公安委員会告示第35号。以下「改正告示」という。）が令和5年8月15日に公布され、同年12月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容等は以下のとおりであるので、改正府令及び改正告示が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第54号）により設けられた道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）附則第6項の規定により、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定（府令第9条の10第6号及び第7号の一部）は適用しないこととする暫定措置がとられているところ、同項を削除し、当該暫定措置を廃止することとされた。

2 内容

(1) 道路交通法施行規則の一部改正

府令第9条の10には、安全運転管理者が行わなければならない自動車の安全な運転に必要な業務として、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと」（第6号）及び「前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること」（第7号）が掲げられており、府令附則第6項の規定により、アルコール検知器を用いた確認に係る部分及び同検知器の常時有効

効保持に係る部分については、当分の間、安全運転管理者の業務に含めないこととされていた。

改正府令により、同項を削除し、令和5年12月1日から府令第9条の10第6号及び第7号の一部を適用することとされた。

(2) 交通の方法に関する教則の一部改正

(1)の改正に伴い、所要の整備を行うこととされた。

3 留意事項

安全運転管理者による運転者の酒気帯びの有無の確認は、飲酒運転の防止を図る上で重要なものであることから、安全運転管理者に対する講習の機会等を活用することにより、当該義務の履行を徹底させるなど、使用者対策等を着実に推進すること。

また、改正府令の施行前から、より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が行われることになるよう、できるだけ早期に必要な数のアルコール検知器を入手することができるよう努めるとともに、これを用いた酒気帯び確認を行うことによって飲酒運転の防止が図られるよう積極的に事業者に対する働き掛けを行うこと。

(参考資料)

- 改正府令の官報の写し
- 改正告示の官報の写し

(別添省略)